

平成 27 年 6 月 5 日 12 時(日本時間)

平成 25 年(ワ)第 36 号, 平成 27 年(ワ)第 12 号 個人尊厳保全請求事件

原告 岩崎信

被告 飛石自治公民館、長野孝利

宮崎地方裁判所延岡支部

忌 避 請 求 書



原告 岩崎 信
住所 宮崎県延岡市北川町長井 4940
電話 050-5891-5084
Fax 020-4668-3048

頭書事件の担当裁判官、塚原聡について、裁判の公正を妨げるべき事情があるの
で、民事訴訟法第 24 条の規定により、忌避の裁判を求める。

1. 忌避請求の趣旨

塚原聡判事に対する忌避は正当な理由がある。

との裁判を求める。

2. 請求の理由

1. 請求人は、頭書事件の原告であり、頭書事件は、塚原聡判事はその審理を担当しているが、同判事には裁判の公正を妨げるべき事情がある。
2. 塚原聡判事は、係争中の別事件、宮崎地方裁判所「平成 27 年(ワ)第 169 号 公正裁判請求権侵害事件、原告岩崎信、被告日本国」の被告関係人であり、実質的な被告である。
同事件は原告(岩崎信)が塚原聡判事の不法行為に関して損害賠償を請求する事件であり、塚原聡判事が原告に対する実質的な被告であり、直接利害関係を有する立場にあるから、原告岩崎信が当事者である本件頭書事件において、衡平公正な裁判をすることは不可能であるから、本事件の担当は回避されなければならない。
3. 平成 27 年 4 月 21 日火曜日に別事件平成 27 年(ワ)第 28 号の第一回口頭弁論期日について、書記官から電話があった際に、原告は、6 月 5 日は日本国内に不在の予定があり、出席は不可能である旨を伝えたが、6 月 5 日に指定され、原告の公正裁判請求権、裁判を受ける権利が侵害されている。憲法 32 条に適合しない。

また、多様な個人の尊厳、人間の尊厳が侵されており、憲法 13 条に適合しない。

本事件においても前回口頭弁論期日において、都合が悪いことを述べたが 6 月 5 日に指定されている。被告の都合の良い日時、原告が確実に出席できない日時が指定され、変更されない。憲法 14 条に適合しない。

4. 法律により判決に関与することができない裁判官である(民訴法 312 条 2-二) 憲法 76 条 3 項に適合しない。憲法法律上の裁判官ではない

憲法 76 条 3 項により、独立を侵されている裁判官は、判決に関与することができない。

ドイツ憲法(基本法)101 条には、「何人も、法律上の裁判官を奪われない。」と規定されており、日本の憲法 32 条は、同様の趣旨を含むものである。

ドイツ憲法 97 条には裁判官の独立が規定されており、その第 2 項には転所、転官罷免の禁止が規定されている。裁判官が独立であるための最低必要条件である。裁判所の組織の変更等のやむおえない場合のみ、強制的な、転所が認められている。日本の裁判官の組織的定期的な転所転官は本人の自発的なものではなく、濫用であり、違憲である。

日本の憲法 76 条 3 項は、裁判所法 48 条の規定を内包するものである。

ドイツ憲法 第 101 条 [例外裁判所の禁止]

- (1) 例外裁判所は、許されない。何人も、法律上の裁判官を奪われない。
- (2) 特別の専門分野に関する裁判所は、法律によってのみ設置することができる。

Artikel 101 [Verbot von Ausnahmegerichten]

- (1) Ausnahmegerichte sind unzulässig. Niemand darf seinem gesetzlichen Richter entzogen werden.
- (2) Gerichte für besondere Sachgebiete können nur durch Gesetz errichtet werden.

第 97 条 [裁判官の独立]

- (1) 裁判官は従属せず、法律にのみ従う。
- (2) 専任としてかつ定員において最終的身分として任命された裁判官は、裁判官による裁判によらなければ、かつ法律の定める理由および形式によらなければ、その意に反して、任期満了前に罷免し、長期もしくは一時的に停職し、または転任もしくは退職させることができない。立法により、終身をもって任命されている裁判官を退職させる定年を定めることができる。裁判所の組織またはその管轄区域の変更の場合は、裁判官を他の裁判所に転所させ、または退職させることができるが、その際、俸給の全額を支給しなければならない。

Artikel 97 [Richterliche Unabhängigkeit]

- (1) Die Richter sind unabhängig und nur dem Gesetze unterworfen.
- (2) Die hauptamtlich und planmäßig endgültig angestellten Richter können wider ihren Willen nur kraft richterlicher Entscheidung und nur aus Gründen und unter den Formen, welche die Gesetze bestimmen, vor Ablauf ihrer Amtszeit entlassen oder dauernd oder zeitweise ihres Amtes enthoben oder an eine andere Stelle oder in den Ruhestand versetzt werden. Die Gesetzgebung kann Altersgrenzen festsetzen, bei deren Erreichung auf Lebenszeit angestellte Richter in den Ruhestand treten. Bei Veränderung der Einrichtung

der Gerichte oder ihrer Bezirke können Richter an ein anderes Gericht versetzt oder aus dem Amte entfernt werden, jedoch nur unter Belassung des vollen Gehaltes.

裁判所法 第 48 条 (身分の保障) 裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

他者の指示からの自由と身分上の独立が裁判官の独立に不可欠であり、**裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる**、とドイツ連邦憲法裁判所は判示している。(BverfGE21,139[145-146])

日本全国で毎年 4 月に 750 名あまりの判事が転勤転所している。大半が転居を伴っている。組織的な強要転勤である。750 名全ての判事が同時に自発的に移住を希望することはありえない。

他者の指示、最高裁事務局等の指示による組織的な転所転官であるから、それに応じた経歴のある裁判官は、独立を侵されているとみなされざるをえない。裁判官の基本的な人権、定住移転職業選択の自由が奪われている。

法律上の裁判官は自由独立でなければならない。他者からの転任指示に応じてはならない。

原告は、法律上の裁判官を奪われている。

法律に従って判決裁判所が構成されておらず、法律により判決に関与することができない裁判官が裁判に関与している。

「裁判官」に課せられた憲法上の要請としては、裁判官の独立性、中立性、そして、当事者との距離などをあげることができる。この点について、連邦憲法裁判所は、裁判官に指図からの自由と身分上の独立が認められていること、そして、第 3 者によって行われることが、裁判にとって本質的であり、こうした観念は、裁判所または裁判官という概念そのものと分かち難く結合しており、裁判官の行為が、裁判官の中立性と当事者に対する距離を必要とすることを指摘している。それゆえ、たとえば、事件を担当する裁判官について、裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる**。(BverfGE21,139[145-146])**

裁判を受ける権利と司法制度 片山智彦著」73 頁

5. 塚原聡判事の独立について:

塚原聡判事は、平成 23 年 4 月から東京地裁で判事の職にあったが、平成 26 年 4 月 1 日に宮崎地方裁判所延岡支部に転所した。

前任の太田敬司判事は、同日に大阪の裁判所に転所したが、その転所があらかじめ予定されていたのであれば、その時期にあわせて後任者を公募することができたにもかかわらず、公募された形跡はない。塚原聡という検事を長年勤めていた特定の人物が送り込まれている。行政機関を被告とする事件について、行政側を勝たせ

るための恣意的な送り込みといえる。本事件の被告飛石自治公民館は、地方公共団体の実質的な下請け行政機関である。

塚原聡が宮崎地裁延岡支部の裁判官職に応募した事実もない。不特定多数の者に対して公募された事実もない。外部からの働きかけで東京から延岡への転所指示に応じた塚原聡裁判官は独立を侵されている。

裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる。

原告は、法律上の裁判官を奪われている。

法律に従って判決裁判所が構成されておらず、法律により判決に関与することができない裁判官が裁判に関与しているといえる。

ヨーロッパ人権条約 The European Convention on Human Rights 1953、南北アメリカ諸国人権条約 American Convention on Human Rights 1978 における人権裁判所に関する規定では、担当する事件が終わるまでは裁判官は交代しないことが明記されている。

裁判官交代の濫用である。

人権及び基本的自由の保護のための条約(ヨーロッパ人権条約)

第二節 ヨーロッパ人権裁判所

第二三条(任期)1 裁判官は、六年の任期で選出される。裁判官は、再任されることができる。ただし、第一回目の選挙において選出された裁判官の内半数の任期は、三年で終了する

6 裁判官の任期は、裁判官が七〇歳に達する 時に終了する。

7 裁判官は、後任者と代わるまで在任するものとする。ただし、裁判官は、**既に審理中の事件は引き続き取り扱わなければならない。**

第二四条(解任)いかなる裁判官も、他の裁判官が三分の二の多数決により当該裁判官は必要とされる条件を充たさなくなると決定するのでない限り、職務から解任されることはない。

人権に関する米州条約(米州人権条約)

第八章 米州人権裁判所

3 裁判官は、その任期の終了まで任務を継続する。ただし、在任中に審理が開始され、かつ、いまだに**係属中の事件に関しては、裁判官はその職務を継続するものとし、この目的のためには新たに選挙された裁判官と交代することはない。**

6. 以上の事実は憲法 32 条、31 条、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない。原告の公正裁判請求権を侵害するものである。
7. 故に、裁判の公正を妨げるべき事情がある。

以上

平成 27 年 6 月 5 日 12 時(日本時間)

平成 27 年(ワ)第 28 号
原告 岩崎信
被告 延岡市
宮崎地方裁判所延岡支部

忌 避 請 求 書



原告 岩崎 信
住所 宮崎県延岡市北川町長井 4940
電話 050-5891-5084
Fax 020-4668-3048

頭書事件の担当裁判官、塚原聡について、裁判の公正を妨げるべき事情があるの
で、民事訴訟法第 24 条の規定により、忌避の裁判を求める。

1. 忌避請求の趣旨

塚原聡判事に対する忌避は正当な理由がある。
との裁判を求める。

2. 請求の理由

1. 請求人は、頭書事件の原告であり、頭書事件は、塚原聡判事はその審理を担当しているが、同判事には裁判の公正を妨げるべき事情がある。
2. 塚原聡判事は、係争中の別事件、宮崎地方裁判所「平成 27 年(ワ)第 169 号公正裁判請求権侵害事件、原告岩崎信、被告日本国」の被告関係人であり、実質的な被告である。
同事件は原告(岩崎信)が塚原聡判事の不法行為に関して損害賠償を請求する事件であり、塚原聡判事が原告に対する実質的な被告であり、直接利害関係を有する立場にあるから、原告岩崎信が当事者である本件頭書事件において、衡平公正な裁判をすることは不可能であるから、本事件の担当は回避されなければならない。
3. 平成 27 年 4 月 21 日火曜日に第一回口頭弁論期日について、書記官から電話があった際に、原告は、6 月 5 日は日本国内に不在の予定があり、出席は不可能である旨を伝えたが、6 月 5 日に指定され、原告の公正裁判請求権、裁判を受ける権理が侵害されている。憲法 32 条に適合しない。
また、多様な個人の尊厳、人間の尊厳が侵されており、憲法 13 条に適合し

ない。

4. 法律により判決に関与することができない裁判官である(民訴法 312 条 2-二)
憲法 76 条 3 項に適合しない。憲法法律上の裁判官ではない
憲法 76 条 3 項により、独立を侵されている裁判官は、判決に関与することができない。

ドイツ憲法(基本法)101 条には、「何人も、法律上の裁判官を奪われない。」と規定されており、日本の憲法 32 条は、同様の趣旨を含むものである。

ドイツ憲法 97 条には裁判官の独立が規定されており、その第 2 項には転所、転官
罷免の禁止が規定されている。裁判官が独立であるための最低必要条件である。裁
判所の組織の変更等のやむおえない場合のみ、強制的な、転所が認められている。
日本の裁判官の組織的定期的な転所転官は本人の自発的なものではなく、濫用で
あり、違憲である。

日本の憲法 76 条 3 項は、裁判所法 48 条の規定を内包するものである。

ドイツ憲法 第 101 条 [例外裁判所の禁止]

- (1) 例外裁判所は、許されない。何人も、法律上の裁判官を奪われない。
- (2) 特別の専門分野に関する裁判所は、法律によってのみ設置することができる。

Artikel 101 [Verbot von Ausnahmegerichten]

- (1) Ausnahmegerichte sind unzulässig. Niemand darf seinem gesetzlichen Richter entzogen werden.
- (2) Gerichte für besondere Sachgebiete können nur durch Gesetz errichtet werden.

第 97 条 [裁判官の独立]

- (1) 裁判官は従属せず、法律にのみ従う。
- (2) 専任としてかつ定員において最終的身分として任命された裁判官は、裁判官による裁判によらなければ、かつ法律の定める理由および形式によらなければ、その意に反して、任期満了前に罷免し、長期もしくは一時的に停職し、または転任もしくは退職させることができない。立法により、終身をもって任命されている裁判官を退職させる定年を定めることができる。裁判所の組織またはその管轄区域の変更の場合は、裁判官を他の裁判所に転所させ、または退職させることができるが、その際、俸給の全額を支給しなければならない。

Artikel 97 [Richterliche Unabhängigkeit]

- (1) Die Richter sind unabhängig und nur dem Gesetze unterworfen.
- (2) Die hauptamtlich und planmäßig endgültig angestellten Richter können wider ihren Willen nur kraft richterlicher Entscheidung und nur aus Gründen und unter den Formen, welche die Gesetze bestimmen, vor Ablauf ihrer Amtszeit entlassen oder dauernd oder zeitweise ihres Amtes enthoben oder an eine andere Stelle oder in den Ruhestand versetzt werden. Die Gesetzgebung kann Altersgrenzen festsetzen, bei deren Erreichung auf Lebenszeit angestellte Richter in den Ruhestand treten. Bei Veränderung der Einrichtung der Gerichte oder ihrer Bezirke können Richter an ein anderes Gericht versetzt oder aus dem Amte entfernt werden, jedoch nur unter Belassung des vollen Gehaltes.

裁判所法 第 48 条 (身分の保障) 裁判官は、公の弾劾又は国民の審査に関する

法律による場合及び別に法律で定めるところにより心身の故障のために職務を執ることができないと裁判された場合を除いては、その意思に反して、免官、転官、転所、職務の停止又は報酬の減額をされることはない。

他者の指示からの自由と身分上の独立が裁判官の独立に不可欠であり、**裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる**、とドイツ連邦憲法裁判所は判示している。(BverfGE21,139[145-146])

日本全国で毎年4月に750名あまりの判事が転勤転所している。大半が転居を伴っている。組織的な強要転勤である。750名全ての判事が同時に自発的に移住を希望することはありえない。

他者の指示、最高裁事務局等の指示による組織的な転所転官であるから、それに応じた経歴のある裁判官は、独立を侵されているとみなされざるをえない。裁判官の基本的な人権、定住移転職業選択の自由が奪われている。

法律上の裁判官は自由独立でなければならない。他者からの転任指示に応じてはならない。

原告は、法律上の裁判官を奪われている。

法律に従って判決裁判所が構成されておらず、法律により判決に関与することができない裁判官が裁判に関与している。

「裁判官」に課せられた憲法上の要請としては、**裁判官の独立性、中立性、そして、当事者との距離**などをあげることができる。この点について、連邦憲法裁判所は、裁判官に**指図からの自由と身分上の独立が認められていること**、そして、第三者によって行われることが、裁判にとって本質的であり、こうした観念は、裁判所または裁判官という概念そのものと分ち難く結合しており、裁判官の行為が、裁判官の中立性と当事者に対する距離を必要とすることを指摘している。それゆえ、たとえば、事件を担当する裁判官について、**裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる**。(BverfGE21,139[145-146])

裁判を受ける権利と司法制度 片山智彦著」73頁

5. 塚原聡判事の独立について:

塚原聡判事は、平成23年4月から東京地裁で判事の職にあったが、平成26年4月1日に宮崎地方裁判所延岡支部に転所した。

前任の太田敬司判事は、同日に大阪の裁判所に転所したが、その転所があらかじめ予定されていたのであれば、その時期にあわせて後任者を公募することができたにもかかわらず、公募された形跡はない。塚原聡という検事を長年勤めていた特定の人物が送り込まれている。行政機関を被告とする事件について、行政側を勝たせるための恣意的な送り込みといえる。

塚原聡が宮崎地裁延岡支部の裁判官職に応募した事実もない。不特定多数の者に対して公募された事実もない。外部からの働きかけで東京から延岡への転所指示に応じた塚原聡裁判官は独立を侵されている。

裁判官の独立が保障されていない場合には、その事件の当事者は、「法律上の裁判官」の裁判を受ける権理を奪われたことになる。

原告は、法律上の裁判官を奪われている。

法律に従って判決裁判所が構成されておらず、法律により判決に関与することができない裁判官が裁判に関与しているといえる。

6. 以上の事実は憲法 32 条、31 条、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない。原告の公正裁判請求権を侵害するものである。
7. 故に、裁判の公正を妨げるべき事情がある。

以上